



The  
Building  
Center  
of  
Japan

HR防-502-14  
平成12年7月19日制定  
平成25年4月1日改訂

# 特別評価方法認定のための 試験申請要領 (音環境に関すること)



一般財団法人日本建築センター  
The Building Center of Japan

---

評 定 部 設 備 防 災 課

## 目 次

1. 申請の対象	-----	1
2. 申請の区分	-----	1
3. 審査対象委員会	-----	1
4. 申請に必要な図書等	-----	1
5. 申請から特別評価方法認定までの標準的な 事務手続きフロー	-----	2
6. 試験用提出図書作成要領	-----	7

## 1. 申請の対象

本要領は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 58 条第 1 項の規定に基づき、特別評価方法認定に係る試験（音環境に関すること）を申請する案件に適用するものです。

試験（音環境に関すること）とは、平成 13 年国土交通省告示第 1347 号（評価方法基準）第 5 の 8-1 から 8-4 までの(2)に掲げる評価事項に該当し、かつ、同(3)及び(4)に掲げる評価基準に定めのない特別評価方法に関する試験を行うことをいいます。

## 2. 申請の区分

原則として特別の建築材料、構造方法、試験方法又は計算方法の別により、1 申請となります。

## 3. 審査対象委員会

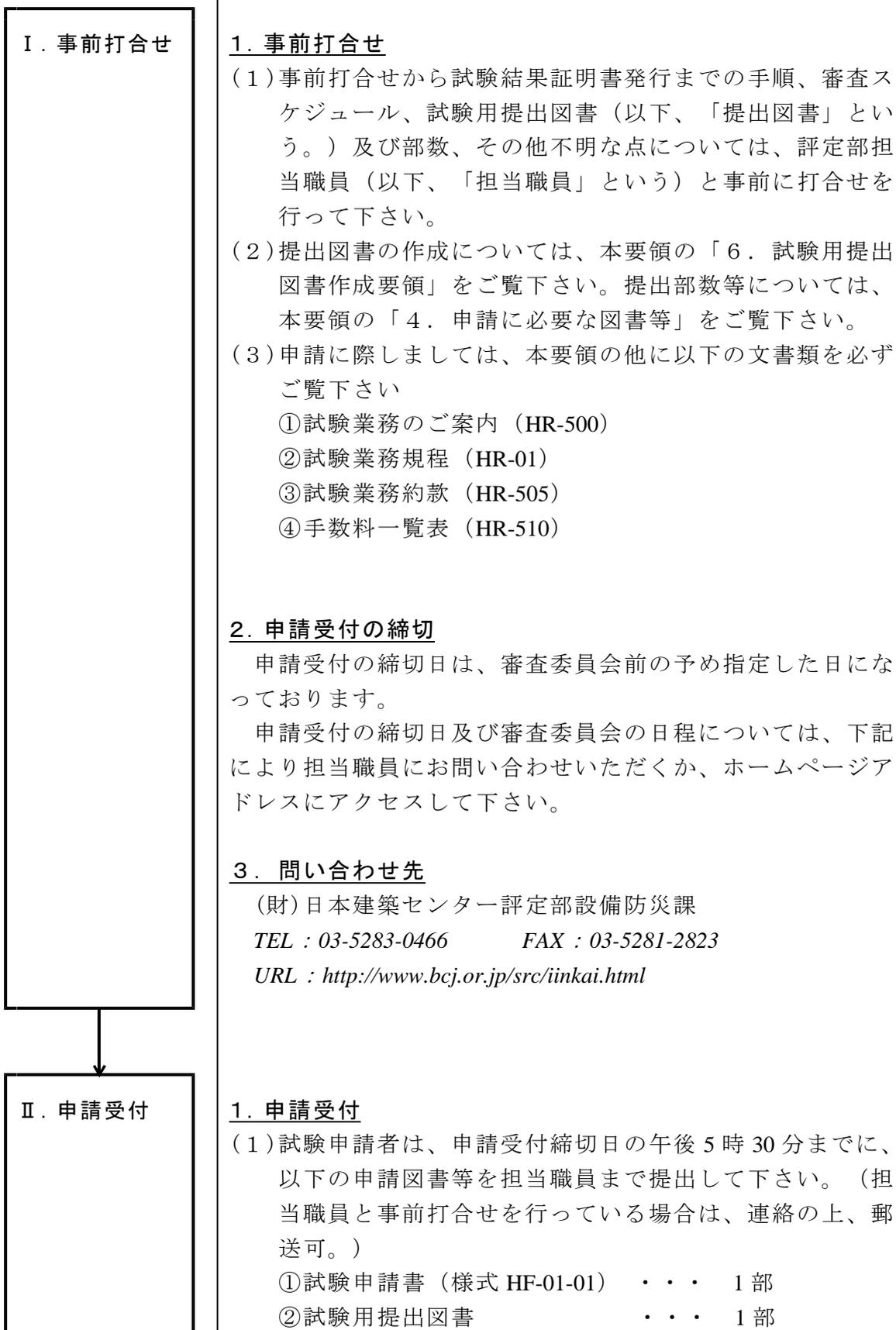
当該要領の対象委員会は、遮音性能審査委員会となります。

## 4. 申請に必要な図書等

申請に必要な提出図書等の内容、提出部数及び提出期日は原則として下表のとおりです。変更となる場合がありますので事前に担当者にご確認下さい。

提出図書等	提出図書等の内容	提出部数	提出期日
①試験申請書	・試験申請書（様式 HF01-01）に必要な事項を記入したもの	1 部	審査委員会前の予め指定した日まで
②提出図書	・ 6. 試験用提出図書作成要領 参照	1 部	
③審査委員会受付用資料	・ ②の提出図書と同様のもの	4 部	審査委員会の前日まで
④指摘事項回答書及び追加資料	・ 前回の指摘事項回答書（様式 HF 50-06）	4 部	部会時等に予め指定した日まで
⑤審査委員会報告用資料	・ ②の提出図書を部会等の指摘に対応して修正したもの	5 部	審査委員会の前日まで
⑥試験結果証明書に用いる別紙	・ ⑤の審査委員会報告資料の抜粋	1 部	審査委員会の翌日以降
⑦最終版図書	・ 別紙「最終版図書作成要領」参照	3 部	審査委員会以降

## 5. 申請から認定までの標準的な事務手続きフロー



(2)担当職員は、提出図書について以下の事項の確認を行い、不備がないときは受付を致します。

- ①申請案件が、本要領の申請の対象に該当すること。
- ②申請書に必要事項がすべて記載されており、申請内容が明白になっていること。
- ③試験用提出図書作成要領において要求している提出図書が全て整っており、かつ記載事項に漏れがないこと。

担当職員受付後、受付審査用の資料が必要とされた場合は、申請書の連絡先へ受付用資料の提出を審査委員会前日の午後5時30分までに、以下の資料を 担当職員まで提出して下さい。（担当職員に連絡の上、郵送可。）

- ①審査委員会受付用資料・・・ 4部

(3)提出図書に不備等を認めるときは、担当職員の指定する日までに補正していただいた後、再び(2)の確認を行います。

(4)提出図書の不備等について補正の余地がないと判断したときは、不受理通知書を発行し、提出図書等を返却いたします。

(5)技術的な判断を必要とするため、担当職員が(2)の確認ができない場合は、審査委員会に諮った後、その確認を行います。

## 2. 審査委員会における受付ヒアリング

審査委員会において、当日ヒアリングを実施させていただく場合があります。ヒアリングの有無及び予定時間については、申請受付締切後、審査委員会の3日前までにFAX等にて申請書連絡先へご連絡します。申請内容によっては、審査委員会委員長と相談の上、担当職員が代わりに審査委員会にて説明を行う場合もあります。

### Ⅲ. 審査委員会 における受理

#### 1. 審査委員会における受理

担当職員は、提出図書に基づき、申請内容を審査委員会に諮ります。

審査委員会において、ヒアリングを行う案件は、委員会提出資料に基づき概要説明（説明：20分程度、質疑応答：10分

程度)を行っていただきます。その際の指摘事項については、指摘事項回答書(HF50-06)に記録し、部会に合わせて提出して下さい。

審査委員会は、申請内容を聴取した上で受理の可否を判断し、受理が承諾されましたら担当試験員を決定し部会を構成します。

また、Ⅱの1.(5)に該当する案件については、審査委員会に諮り、受理するかどうかの審査を行います。

## 2. 審査委員会受理の結果連絡

受理の可否、担当試験員及び部会日程等は、審査委員会の翌日(委員会が金曜日の場合は翌週月曜日)にFAX等により申請書連絡先へご連絡致します。

## 3. 手数料の請求

申請の受理後、手数料の請求書を発行致しますので、当財団が指定する支払期日までにお支払い下さい。

手数料が支払期日まで振込まれない場合は、契約が解除される場合がございますので、ご了承下さい。

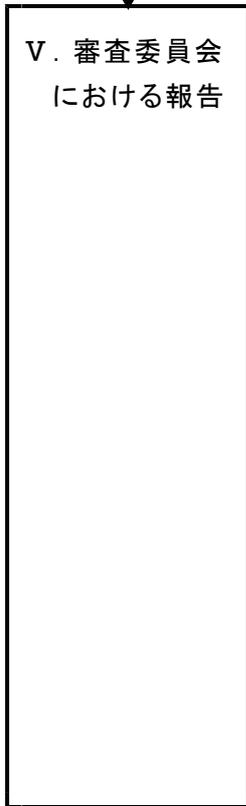
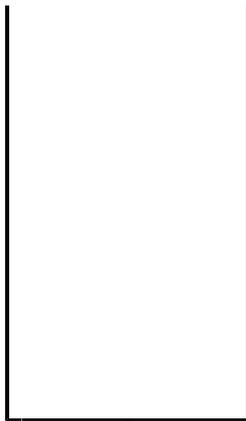
### IV. 担当試験員 による書類審査

## 1. 部会による書類審査

- (1)申請案件の部会は、2名以上の担当試験員により審査されます。
- (2)受付ヒアリングを実施した場合は、指摘事項回答書(追加資料)を4部(担当試験員+担当職員用)部会前の予め指定された日までにご提出下さい。
- (3)部会において、申請者には提出図書に基づき詳細な説明を行っていただきます。部会時の指摘事項とその回答については、指摘事項回答書を作成し、次回の部会時、又は、指定された日までにご提出下さい。
- (4)部会は、問題点が全て解決されるまで何度も行われます。部会において問題点が解決された案件については、担当試験員より最も近い時期に開催される審査委員会において審議内容の報告が行われます。

## 2. 審査における留意事項

- (1)正当な理由により審査期間を延期する場合、業務期日延期の延期依頼書(HF50-07)を提出していただきます。
- (2)審査は、技術指導を行うものではありませんので、申請



者側の対応等により、審査期間内（受付を承諾した日より6ヶ月）に審査が終了しない場合、証明をしない旨の通知書（HF01-05）を発行し、審査を打ち切る場合がございます。

### 3. 審査取り下げ

申請者の都合により審査期間中に申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（HF01-06）を担当職員に提出して下さい。

#### 1. 審査委員会報告

部会での審査が終了した後、担当試験員により、試験結果証明書（案）が作成され、審査委員会において最終的な審議を行い、適否を判断します。審査委員会では、担当試験員により報告が行われます。

部会において報告用資料を求められた場合は、審査委員会前日の午後5時30分までに、担当職員まで提出して下さい。（郵送可。）

- ①審査委員会報告用資料・・・5部

#### 2. 審査委員会報告の結果連絡

審査委員会における報告の可否及び以後の手続き等については、審査委員会報告の翌日（委員会が金曜日の場合は翌週月曜日）にFAX等にて担当職員より申請書連絡先へご連絡致します。

審査委員会において報告が了承されましたら、試験結果証明書が作成されます。

#### 1. 試験結果証明書の発行

審査委員会及び各部会における指摘事項等により訂正された審査資料を整備した最終版図書を3部作成し、担当職員にご提出下さい。

最終版図書は、担当職員において内容確認を行い、2部は確認印を押印しご返却致します。残りの1部は当財団において保管させていただきますのでご了承下さい。

原則として、上記の最終版図書の提出と引き換えに、試験結果証明書を発行致します。



**Ⅶ. 国土交通大臣による特別  
評価方法認定**

**1. 特別評価方法認定の申請**

試験結果証明書が発行されましたら、国土交通省住宅局住宅生産課に特別評価方法認定申請を行って下さい。

特別評価方法認定の申請は、特別評価方法認定申請書（施行規則第 78 条別記第 59 号様式）に発行された試験結果証明書を添付し、国土交通省住宅局住宅生産課の担当者までご提出下さい。

ご提出の際は、予め、お電話等で提出方法等をご確認のうえ、ご提出下さい。

## **6. 試験用提出図書作成要領**

### **< 留意事項 >**

- ※試験用提出図書は、A4判縦使いとし、差し替え可能なファイルを使用して下さい。なお、A4判に納まらない図面等は、A3判折り込みでも結構です。
- ※提出図書には、頁を付し、通し頁の冒頭にはそれぞれ目次を付して下さい。
- ※必要に応じ項目毎にインデックスを使用して下さい。
- ※文字は日本語とし、原則としてワープロ打ちとして下さい。

### **■表紙及び背表紙**

- ・表紙及び背表紙には、件名、申請者（会社名）、申請年月を記載して下さい。

### **■試験申請書**

- ・試験申請書（HF01-01）の写しを添付して下さい。

### **■目 次**

- ※試験用提出図書全体の目次を付して下さい。

### **■本 文**

- ・試験申請のための提出図書は、「試験申請書」に以下の図書を添付して下さい。
  - ①特別評価方法により代えられる該当評価方法基準の部分を示した図書
  - ②特別評価方法の内容を明らかに示した図書
  - ③特別評価方法の妥当性の根拠を示す図書

## (記載例)

### 1. 試験の概要

#### 1. 申請する特別評価方法

##### (1) 名称

例) ○○に応じて評価する方法

##### (2) 当該特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項

例) 8-1 重量床衝撃音対策等級

##### (3) 申請者

- ・試験申請者の会社名、代表者名（役職・氏名）を明記して下さい。

##### (4) 試験の区分

例) 特別の構造方法に関する試験

##### (5) 当該特別評価方法の内容

- ・仕様を示して下さい。

例) ○○○は、○○○○○○○○○○○○○○である。

(○○の仕様については、別紙1の①に図示する。)

#### 2. 当該特別評価方法によって代えられる評価方法基準の該当部分

例) 8-1 (3) イ③

### 2. 試験の内容

- ・上記1の(5)が2. に代えられることが、審査できるような資料

例) ・特別評価方法の内容を示すもの(図面等)

- ・試験データ、計算による検討、など